

第7号議案

2020年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書（特別の教科 道徳を除く）を採択するための基本方針について

2020年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書（特別の教科 道徳を除く）を採択するための基本方針について、次のとおり定める。

令和元年5月14日

滋賀県教育委員会

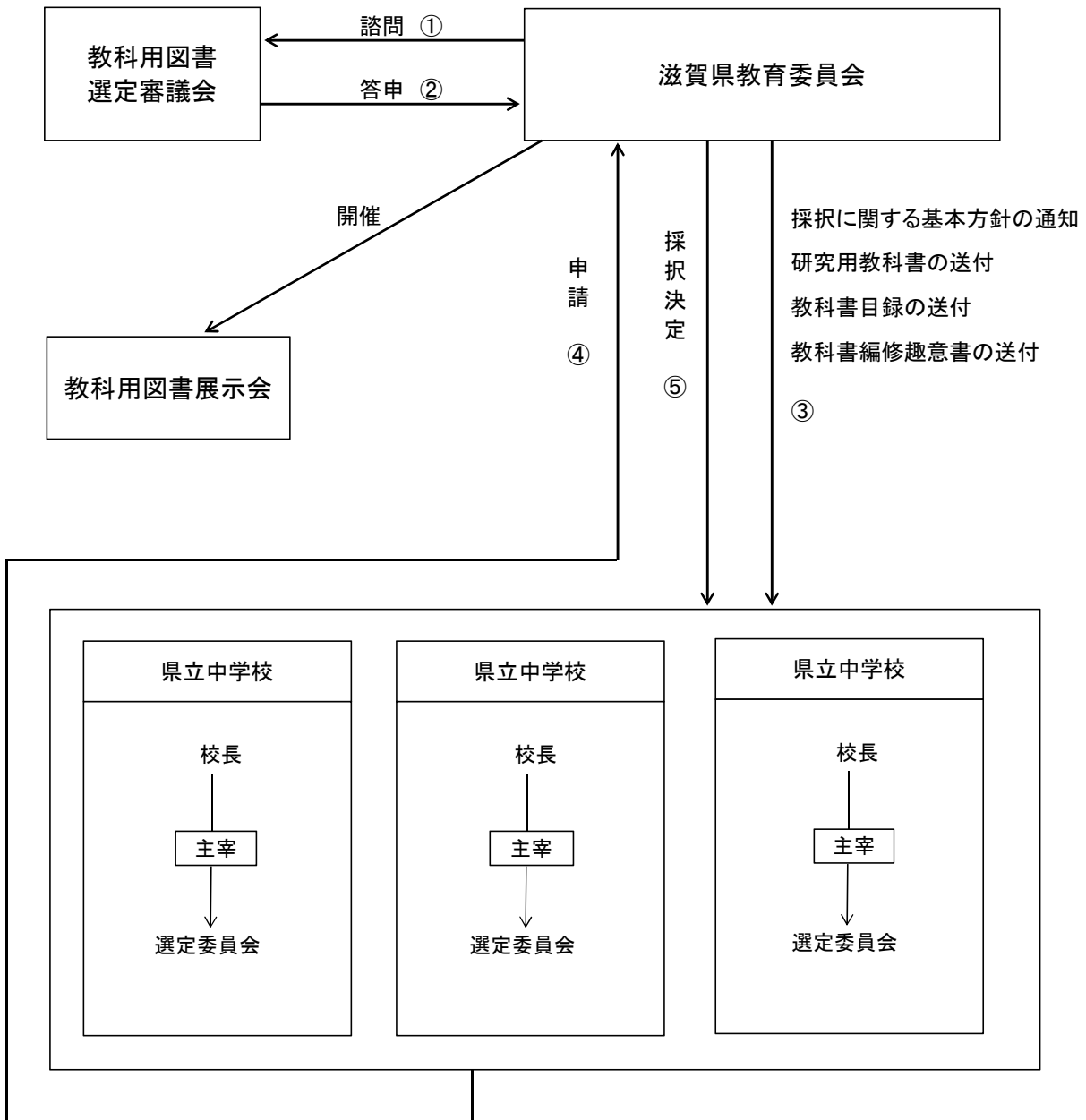
滋賀県立中学校において2020年度に使用する 教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（特別の教科 道徳を除く）（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、平成31年3月29日付け30文科初第1853号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」、平成31年3月29日付け30文科初第1854号「教科書採択の公正確保について（通知）」および平成31年3月29日付け30初教科第33号「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、選定委員会を主宰し、「中学校教科用図書選定に必要な資料（平成27年度作成）－中学校－」を十分活用し、教科書の選定を行い、その結果を県教育委員会へ申請するものとする。

選定委員会は、中学校学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、学校の教育目標ならびに各観点等に対応した適切な教科書の選定について検討するものとする。

なお、2019年度は、学習指導要領に基づき編集された2020年度使用の中学校教科書を新たに採択する年度であるが、新学習指導要領が2021年度から全面実施されるため、今回採択する教科書は2020年度のみ使用となる。また、2020年度使用の中学校教科書について、新たに文部科学大臣の検定を経たものはないことから、「県立中学校教科用図書『選定のための参考となる調査報告』（平成27年度作成）」を参考とすることとし、本年度においては、選定に係る調査のための調査員は置かないものとする。
- 4 県教育委員会は、校長からの申請を受け、2020年度に滋賀県立中学校において使用する教科書の採択を行うものとする。

滋賀県立中学校2020年度使用教科用図書採択の仕組み



- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条

滋賀県立中学校２０２０年度使用教科用図書の採択に関する実施要項

「滋賀県立中学校において２０２０年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、適正かつ公正な教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を行うために必要な事項を定める。

- 1 県教育委員会は、あらかじめ教科書の採択に関する基本方針、実施要項および「選定に必要な資料」（研究調査観点、選定のための参考となる資料）を校長に通知するものとする。
- 2 校長は、選定委員会を主宰し、「県立中学校教科用図書『選定のための参考となる調査報告』（平成２７年度作成）」を参考として、適正かつ公正に教科書の選定を行い、その結果を県教育委員会に申請するものとする。
- 3 選定委員会は、県立中学校の教頭、教諭、併設高等学校の教頭、教諭のうちから校長が任命した者、および校長が委嘱した保護者代表等で構成するものとする。
- 4 県教育委員会は、校長からの申請を受け、「滋賀県立中学校において２０２０年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、「中学校用教科書目録（平成３２年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行うものとする。